

令和5年度 第11回

## 郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和6年3月28日（木）

15時00分～

場所 5階 大会議室

### 会 長 挨 捶

### 協 議 事 項

- 1 令和6年度埼玉県医師会都市医師会長協議会会費について(資料なし)  
桃木常任理事
- 2 移動都市医師会長会議の日程（案）について（資料なし）  
桃木常任理事
  - 期日：案① 令和6年10月26日（土）・27日（日）
  - 案② 令和6年11月30日（土）・12月1日（日）
  - 場所：京都市内
- 3 会長・副会長・常任理事協議事項について

### 【都市医師会長検討事項】

- 1 HPVワクチンキャッチアップ事業の推進について  
滝澤 朝霞地区医師会長

## **報告事項**

1 医療事故調査制度の相談事案（令和 6 年 1 月分）について  
松本常任理事  
※件数 2 件

2 診療に関する相談件数等について（令和 6 年 2 月分）  
松本常任理事  
※件数 1 件

3 産業医委嘱契約書の確認について  
寺師常任理事

4 令和 6 年度第 1 回 ACP 普及啓発講師人材バンク登録医師ネットワーク会議の開催について  
鹿嶋常任理事

日時：令和 6 年 5 月 30 日（木）18:00～19:30

場所：埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール（及び WEB 開催）

5 保険医療機関の指定について（令和 6 年 2～3 月分）  
小室常任理事

6 保険医療機関及び保険医の行政処分について  
小室常任理事 関東信越厚生局

7 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について  
小室常任理事 日医

## 8 会長・副会長・常任理事報告事項について

### そ の 他

#### [ 資 料 配 布 ] (ホームページ掲載)

- 1 美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について（3枚）  
松本常任理事 県保健医療部
- 2 いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領等について（41枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 3 全国健康保険協会が実施する生活習慣病にかかる重症化予防事業の推進について（7枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 4 スポーツによる地域活性推進事業における協力依頼について（24枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 5 ザコーバ錠の通常承認に係る承認条件について（5枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 6 医薬品等に係る受領文章について（令和6年2月）（2枚）  
登坂（英）常任理事 日医
- 7 医薬品に係る物流2024年問題等により生じうる課題と対応策について（5枚）  
登坂（英）常任理事 県保健医療部

# 滝澤 朝霞地区医師会長

## 都市医師会長会議検討テーマ

日付 6.3.22

都市医師会名：朝霞地区医師会

### 検討テーマ：HPVワクチンキャッチアップ事業の推進について

#### 要旨：

HPVワクチンの必要性につきましては言うまでもないところですが、国は、その重要性から令和6年度末までのキャッチアップ事業を推進する計画です。

本会としましては、次年度事業計画に「HPVワクチンキャッチアップ事業への協力」と題して新規事業として追加、プロジェクトチームを編成、地域の自治体への協力体制を構築・推進いたします。

手始めとして、地域のタブロイド紙（4月1日発刊）へ広告掲載（別紙参照）して、「HPVワクチンキャッチアップはあと一年」であることを対象者及びご家族向けに情報発信いたします。このことを契機にして、更に、情報提供と啓発活動を推進する予定です。

今後、当地区では、地域の大学、各種学校や会社・事業所への呼びかけを行い、対象者やご家族への説明会を開催いたします。

キャンパス等、接種会場を募る参考事例として、昨年、岡山大学では、HPVワクチンを有効に接種するための環境づくりを行い、学内接種の導入に取り組みました。実際の接種の前に、対象者に対する啓発活動が重要であるという認識の下、医師からの勧奨を含め講演会などの事前の段取りを進めたことが学内における大量接種の成功に繋がりました。

関連して、接種会場へのワクチンカー（埼玉県が新型コロナのワクチン接種事業を行ったイメージ）を運行し、接種率の向上を目指す更なる具体策についても検討中です。

これらのことと提案として統合し、埼玉県全域で同じような啓発・普及等の活動ができれば相乗効果もあり、対象者やご家族の理解も得られ、対象者への接種機会も増え、接種率の向上に繋がると考えております。埼玉県の事業として推進していただければ、その効果は比較にならないほど大きなものになります。

来年度以降、HPV単独検診を導入する自治体の増加が加速する可能性がありますが、HPVワクチンの接種率を上げて行くという入口の対策が機能して始めて有効性が期待できる検診制度となります。当面は、HPVワクチン接種率を15%から欧米並みの50～70%のレベルまで押し上げることが最優先であり、喫緊の課題といえます。将来的に不幸な女性及びご家族を最大限抑止するため、この一年間の活動が、貴重な一年となります。

以上のことから、都市医師会単位では限界があるところの「HPVワクチンキャッチアップ事業」に対して、埼玉県医師会が埼玉県と共同歩調の上で地域への事業協力を推進するという大枠づくりにご協力いただくことを要望いたします。

別紙：スワンニュース4月1日号 広告掲載予定

## スワンニュース4月1日号 広告掲載予定

# 寺師常任

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和6年2月16日～令和6年3月21日 合計19件(新規6件・更新13件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
1	7 所沢市	アライ テツヒコ 新井 哲彦	けやき台どんぐり クリニック	所沢市北中二丁目301番地1 社会福祉法人 健寿会		会員	新規
2	14 入間地区	イノウエ ソウタロウ 井上 庄太郎	小林病院	入間市上藤沢462-1 イオンリーテル株式会社 イオンスタイル入間		会員	新規
3	20 秩父郡市	カネコ モモト 金子 桃刀	金子医院	秩父郡小鹿野町両神薄2703 株式会社 リテラ		会員	新規
4	20 秩父郡市	セキグチ テツオ 関口 哲夫	小鹿野中央病院	秩父郡小鹿野町小鹿野8 9番地 小鹿野町		会員	新規
5	20 秩父郡市	セキグチ テツオ 関口 哲夫	小鹿野中央病院	小鹿野町小鹿野9 6 2番地1号 埼玉県立小鹿野高等学校 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県	公立高校の健康管理医(産業医)。 前任者が廃業のため退任。 本件は、後任者の委嘱契約。	会員	新規
6	25 越谷市	アオキ イサオ 青木 獻	アオキクリニック	越谷市恩間新田53番地1 介護老人福祉施設 越谷よさこいホーム		会員	新規
7	1 浦和	キリサワ ジゲヒコ 桐澤 重彦	キリサワ産婦人科 クリニック	さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号 さいたま市水道局	事業場①:水道庁舎 さいたま市浦和区常盤6-14-16 事業場②:排水管理事務所 さいたま市見沼区御蔵1567-1	会員	更新
8	1 浦和	ニシムラ ナオヒサ 西村 直久	西部総合病院	さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号 さいたま市水道局	事業場:針ヶ谷庁舎 さいたま市浦和区針ヶ谷1-18-2	会員	更新
9	3 大宮	ミノダ ススム 箕田 進	箕田医院	さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号 さいたま市水道局	事業場:北部水道営業所 さいたま市北区盆栽町200-1	会員	更新
10	3 大宮	マツザキ ゴウ 松崎 剛	松崎クリニック	さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号 さいたま市水道局	事業場:水道総合センター さいたま市北区東大成町2-445-1	会員	更新

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和6年2月16日～令和6年3月21日 合計19件(新規6件・更新13件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
11	7 所沢市	アカツタクヒコ 赤津 拓彦	並木病院	所沢市けやき台1丁目13番地の11 埼玉西部消防組合	事業場①：埼玉西部消防局・所沢中央消防署 所沢市けやき台1丁目13番地の11 事業場②：所沢東消防署 所沢市大字上安松974番地の1 事業場③：飯能日高消防署 飯能市大字小久保291番地	会員	更新
12	8 蕨戸田市	ヒラノ タカシ 平野 隆 オオサワ トキル 大澤 智徳	戸田中央総合 健康管理センター	越谷市南越谷1丁目21番地2 プラス株式会社 およびプラスグループに属する25法人	平成26年から継続契約。元々健診契約していたため、産業医も契約。	会員	更新
13	10 上尾市	ササキ ケンゴ 佐々木 謙伍	介護老人保健施設 かがやき (自宅会員)	さいたま市南区沼影1-11-1 高田製薬株式会社	事業場と以前からの知り合いで頼まれたとの事。	会員	更新
14	14 入間地区	ヒサダ テツヤ 久田 哲也	入間ハート病院	所沢市けやき台1丁目13番地の11 埼玉西部消防組合	事業場：入間消防署 入間市大字小谷田581番地	会員	更新
15	18 狹山市	モテギ シゲユキ 茂出木 成幸	櫻澤医院	所沢市けやき台1丁目13番地の11 埼玉西部消防組合	事業場：狭山消防署 狭山市大字上奥富1172番地	会員	更新
16	20 秩父都市	カタダ タカユキ 片田 隆行	片田医院	秩父市寺尾3900番地1 特別養護老人ホーム杏子苑		会員	更新
17	20 秩父都市	カタダ タカユキ 片田 隆行	片田医院	秩父郡小鹿野町両神薄1060番地1 特別養護老人ホーム花菖蒲・両神		会員	更新
18	20 秩父都市	カタダ タカユキ 片田 隆行	片田医院	秩父市和泉町18番地 特別養護老人ホーム桜の園		会員	更新
19	20 秩父都市	カタダ タカユキ 片田 隆行	片田医院	秩父市和泉町16番地 特別養護老人ホーム和泉の森		会員	更新

# 鹿嶋常任

## 令和6年度 第1回 ACP普及啓発講師人材バンク登録医師 ネットワーク会議

日 時：令和6年5月30日（木）18時～19時30分  
場 所：県民健康センター2階大ホールおよびWEB

司 会：埼玉県医師会

1. 挨 拶 埼玉県医師会会長 金井 忠男

2. 内 容

1) 事業説明（15分）

令和6年度 ACP普及啓発講師人材バンク事業について  
埼玉県 医療整備課 在宅医療推進担当

2) 講 演（60分）

座長：埼玉県医師会

『ACP（人生会議）の普及・啓発について（仮）』

講師：医療法人社団弘恵会 杉浦医院 院長 杉浦 敏之

<質疑応答>

3. 閉 会 埼玉県医師会副会長 廣澤信作

（案）

医 第 1 3 0 1 - 1 号  
令 和 6 年 3 月 ● 日

各都市医師会長 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和  
埼玉県医師会長 金井 忠男  
(公印省略)

「令和6年度ACP普及啓発講師人材バンク登録制度」の登録講師について（依頼）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、令和5年度のACP普及啓発講師人材バンク登録制度については、講演等の実施に多大な御協力をいただき、誠にありがとうございました。

人生の最終段階において患者が望む医療・ケアを実現するためには、引き続き、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発が必要です。

そのため、令和6年度以降も市町村が実施する事業として、市町村や住民から地域の座談会などでACPの講演依頼があった際に、講演していただける講師の登録制度（ACP人材バンク登録制度）を実施しますので、御協力くださいますようお願ひいたします。

つきましては、御登録いただける会員を3名御選任いただきますとともに、別紙1により令和6年4月22日（月）までに御回答くださるようお願い申し上げます。

なお、講演内容の標準化のため、別紙2のとおり、埼玉県医師会から登録講師宛ての通知文書を送付いたします。貴医師会内の登録講師へ御周知いただき、会場参加の希望が複数出た場合には会場参加者（1名）を選定のうえ、別紙3を県医師会へ令和6年5月15日（水）までに御回答くださいますようお願ひいたします。

記

1 登録講師の回答期限

令和6年4月22日（月）

2 ACP普及啓発講師人材バンク登録講師ネットワーク会議

日時：令和6年5月30日（木）18時～19時30分

場所：県民健康センター2階大ホールおよびWEB（Zoomウェビナー）

内容：別紙次第のとおり

回答期限：令和6年5月15日（水）

担当：医療整備課 在宅医療推進担当

吉川、小泉、松本

電話：048-830-3545

Mail：a3530-08@pref.saitama.lg.jp

## 参考 1

### 1 ACP普及啓発講師人材バンク登録制度の概要

令和6年度から全ての市町村で市町村事業として運営されるため、引き続き、地域毎に関係者間で地域の実情に合わせて、事業の詳細を協議し、進めること。

#### (1) 登録講師

原則、ACPを実践している医師。

都市医師会ごとに3名（3名を超える登録も可）。

ただし、地域の実情に応じ、医師に加え市町村が任意で医師以外を登録可とする。市町村が任意で講師を登録する際には、都市医師会にも相談の上で登録すること。

#### (2) 講演内容

令和6年5月30日（木）に開催予定の県医師会の主催会議において、説明予定。

#### (3) 講演場所

市町村や住民からの要請により、介護予防教室、高齢者サロンなどで講演。この他、高齢者や高齢者の子供世代が出席する小規模講座と組み合わせて行うことも想定。

#### (4) 講演回数

- ・登録講師ごとに年1回以上
- ・都市医師会が複数の市町村を管轄している場合は、1年間で全ての管轄市町村で講演できないことも想定。
- ・市町村は、都市医師会から管轄市町村へ4月中に通知する登録講師ごとの講演予定期数を踏まえ、市町村間で訪問計画を協議し、その後市町村が都市医師会に対して調整することとなりますので、御対応をお願いします。

#### (5) 講演申込方法

市町村から（住民からの市町村経由を含む）都市医師会へ申込み

### 2 登録講師によるネットワーク会議の開催（県医師会・県委託事業）

県医師会は、登録講師への講演内容の標準化や課題への対応策の検討をするための会議を年2回（5月、2月）開催する。

## 参考 2

時期	県	県医師会	都市医師会	市町村
令和6年 3月下旬	○登録講師の依頼 について、 県医師会、 都市医師会、 市町村へ通知	○講演内容の企画 検討	○ACP普及啓発 講師人材バンク 登録講師の調整	【任意】 ○医師以外の講師 も登録可。 (登録する場合 は、都市医師会 にも相談する 事)
令和6年 4月22日 まで	○登録講師のとり まとめ		○登録講師の決定 (3名) →県、市町村へ名 簿(別紙1)を 送付	【任意】 ○医師以外の登録 講師がいる場合 は県へ名簿(別 紙1)を送付
令和6年 4月30日ま で			○ネットワーク会 議会場参加希望 者から回答用紙 受領	【登録者有市町村 のみ】 ○ネットワーク会 議会場参加希望 者から回答用紙 受領
令和6年 5月15日 まで		○ネットワーク会 議参加者をとり まとめ	○ネットワーク会 議会場参加者 (1名)及び出 欠を県医師会へ 送付(別紙3)	【登録者有市町村 のみ】 ○ネットワーク会 議会場参加者 (1名)及び出 欠を県医師会へ 送付(別紙3)
令和6年 5月30日	○ネットワーク会 議の概要を市町 村へフィードバ ック	○ネットワーク会 議開催	○登録講師はネッ トワーク会議に 出席	○登録講師はネッ トワーク会議に 出席 ○都市医師会が複 数の市町村を管 轄している場合 は、市町村同士 で訪問計画を協 議した後、都市 医師会と調整
令和6年 6月～ 令和7年 2月			○登録講師との派 遣調整	○高齢者サロンな どへ事業周知 ○申込み受付、郡 市医師会へ申込 み
令和7年 2月	○ネットワーク会 議の概要を市町 村へフィードバ ック	○ネットワーク会 議開催、振り返 り、次年度事業 への課題の洗い 出し	○登録講師はネッ トワーク会議に 出席	

埼玉県保健医療部医療整備課長様  
管轄市町村担当課長(在宅医療連携拠点所管課)様

●●●医師会長(押印不要)

#### ACP普及啓発講師人材バンク登録講師について

標記の件について、下記のとおり回答します。

医療機関名	医療機関の所在市町村名	登録者氏名	年度内の講演可能回数	講演可能な時期、曜日、時間帯	講演にあたっての留意事項	参考訪問診療の実施の有無

事務局担当者名	電話番号

※県医療整備課、管轄市町村担当課へそれぞれ提出してください。(管轄市町村には貴医師会から送付をお願いします。)

県医師会には、県医療整備課がとりまとめのうえ、提出します。

※3名を超えて登録していただける場合は、適宜追加して記載してください。

（索）

医 第1301-2号  
令和6年3月●日

各市町村介護保険主管課長様

埼玉県保健医療部医療整備課長 山口 達也  
(公印省略)

### 「令和6年度ACP普及啓発講師人材バンク登録制度」について（協力依頼）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、令和5年度のACP普及啓発講師人材バンク登録制度については、講演等の実施に多大な御協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、令和6年度も、県医師会・郡市医師会の協力を得て、市町村や住民から地域の座談会などでACPの講演依頼があった際に、講演していただける登録制度（人材バンク登録制度）を市町村事業として継続して実施くださいますようお願いいたします。

これまで登録講師は医師のみとしていましたが、令和6年度以降、市町村事業として本事業を実施するにあたり、医師以外も市町村の任意で登録可能とさせていただきます。

については、市町村の任意でACPの知見がある医師以外の方を登録する場合、郡市医師会に相談した上で、別紙1により令和6年4月22日（月）までに御回答くださるようお願いいたします。（登録しない場合、回答は不要です）

なお、講演内容の標準化のため医師以外の講師の受講は必須となる下記2の会議について、別紙2のとおり、埼玉県医師会から登録講師宛ての通知文書を送付いたします。市町村の任意で登録する講師へ御周知いただき、会場参加の希望が複数出た場合には会場参加者（1名\*）選定のうえ、別紙3を県医師会へ令和6年5月15日（水）までに御回答くださいますようお願いいたします。

\*さいたま市については、4郡市医師会所管地域毎に1名、最大4名の参加を可とします。

#### 記

##### 1 登録講師の回答期限

令和6年4月22日（月）

##### 2 ACP普及啓発講師人材バンク登録講師ネットワーク会議

日時：令和6年5月30日（木）18時～19時30分

場所：県民健康センター2階大ホールおよびWEB（Zoomウェビナー）

内容：別紙次第のとおり

回答期限：令和6年5月15日（水）

担当：在宅医療推進担当 吉川、小泉、松本

電話：048-830-3545

Mail : a3530-08@pref.saitama.lg.jp

## 参考 1

### 1 ACP普及啓発講師人材バンク登録制度の概要

令和6年度から全ての市町村で市町村事業として運営されるため、引き続き、地域毎に関係者間で地域の実情に合わせて、事業の詳細を協議し、進めること。

#### (1) 登録講師

原則、ACPを実践している医師。

都市医師会ごとに3名（3名を超える登録も可）。

ただし、地域の実情に応じ、医師に加え市町村が任意で医師以外を登録可とする。

市町村が任意で講師を登録する際には、都市医師会にも相談の上で登録すること。

#### (2) 講演内容

令和6年5月30日（木）に開催予定の県医師会の主催会議において、説明予定。

#### (3) 講演場所

市町村や住民からの要請により、介護予防教室、高齢者サロンなどで講演。この他、高齢者や高齢者の子供世代が出席する小規模講座と組み合わせて行うことも想定。

#### (4) 講演回数

- ・登録講師ごとに年1回以上
- ・都市医師会が複数の市町村を管轄している場合は、1年間で全ての管轄市町村で講演できないことも想定。
- ・市町村は、都市医師会から管轄市町村へ4月中に通知する登録講師ごとの講演予定期数を踏まえ、市町村間で訪問計画を協議し、その後市町村が都市医師会に対して調整をすることとなりますので、御対応をお願いします。

#### (5) 講演申込方法

市町村から（住民からの市町村経由を含む）都市医師会へ申込み

### 2 登録講師によるネットワーク会議の開催（県医師会・県委託事業）

県医師会は、登録講師への講演内容の標準化や課題への対応策の検討をするための会議を年2回（5月、2月）開催する。

## 参考 2

時期	県	県医師会	郡市医師会	市町村
令和6年 3月下旬	○登録講師の依頼 について、 県医師会、 郡市医師会、 市町村へ通知	○講演内容の企画 検討	○ACP普及啓発 講師人材バンク 登録講師の調整	【任意】 ○医師以外の講師 も登録可。 (登録する場合 は、郡市医師会 にも相談する 事)
令和6年 4月22日 まで	○登録講師のとり まとめ		○登録講師の決定 (3名) →県、市町村へ名 簿(別紙1)を 送付	【任意】 ○医師以外の登録 講師がいる場合 は県へ名簿(別 紙1)を送付
令和6年 4月30日ま で			○ネットワーク会 議会場参加希望 者から回答用紙 提出	【登録者有市町村 のみ】 ○ネットワーク会 議会場参加希望 者から回答用紙 提出
令和6年 5月15日 まで		○ネットワーク会 議参加者をとり まとめ	○ネットワーク会 議会場参加者 (1名)及び出 欠を県医師会へ 送付(別紙3)	【登録者有市町村 のみ】 ○ネットワーク会 議会場参加者 (1名)及び出 欠を県医師会へ 送付(別紙3)
令和6年 5月30日	○ネットワーク会 議に出席 ○ネットワーク会 議の概要を市町 村へフィードバ ック	○ネットワーク会 議開催	○登録講師はネッ トワーク会議に 出席	○登録講師はネッ トワーク会議に 出席 ○郡市医師会が複 数の市町村を管 轄している場合 は、市町村同士 で訪問計画を協 議した後、郡市 医師会と調整
令和6年 6月～ 令和7年 2月			○登録講師との派 遣調整	○高齢者サロンな どへ事業周知 ○申込み受付、郡 市医師会へ申込 み
令和7年 2月	○ネットワーク会 議の概要を市町 村へフィードバ ック	○ネットワーク会 議開催、 振り返り、次年 度事業への課題 の洗い出し	○登録講師はネッ トワーク会議に 出席	

別紙1

令和6年●月●日

埼玉県保健医療部医療整備課長様

管轄市町村担当課長(押印不要)

ACP普及啓発講師人材バンク登録講師について

標記の件について、下記のとおり回答します。  
なお、講師の選定にあたり、郡市医師会に相談済みです。

所属団体名 所属団体 の所在 市町村名	登録者氏名	年度内の 講演可能 回数	講演可能な 時期、曜日、時間 帯	講演にあたって の留意事項

担当者名	電話番号

※県医療整備課へ提出してください。

県医師会には、県医療整備課がとりまとめのうえ、提出します。

## 別紙2

埼医業Ⅱ第 号  
令和 6 年 3 月 日

### ACP普及啓発講師人材バンク 登録講師 殿

埼玉県医師会長 金井忠男  
(担当常任理事 鹿嶋広久)  
(公印省略)

#### 令和6年度第1回ACP普及啓発講師人材バンク登録講師ネットワーク会議 の開催について(通知)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴殿におかれましては、「ACP普及啓発講師人材バンク登録制度」にご登録いただき、ありがとうございました。

この度、高齢者サロン等での講演内容の標準化のため、下記のとおりネットワーク会議を開催いたします。

つきましては、出欠について医師の講師の方は所属の郡市医師会あて、医師以外の講師の方は所属の市町村担当者あて4月30日(火)までご回答くださるようお願いします。

#### 記

1. 日 時: 令和6年5月30日(木) 18:00~19:30
2. 場 所: 県民健康センター2階大ホールおよびWEB (Zoom)
3. 内 容: 別添次第のとおり
4. 参加方法:

(1) 会場で参加を希望する場合(会議終了後、県医師会から旅費日当をお振込みいたします)  
欠席する場合

医師の講師の方は所属郡市医師会あて、医師以外の講師の方は所属市町村あてご回答ください。会場参加者数は郡市医師会1名、市町村1名のため調整させていただき、調整結果を所属郡市医師会または市町村からご連絡いたします。

調整の結果、会場参加できない場合はWeb参加登録をお願いします。

(2) Webで参加する場合

別添「Zoomウェビナー登録・参加方法」に記載されたURLもしくはQRコードから登録案内ページにアクセスいただき、必要事項を入力して参加登録をしてください。

5. 登録完了メールについて(Web参加の場合のみ)

研修会への参加申込後、登録完了メールが自動送信されますので、必ず確認してください。

6. 研修会資料のダウンロードについて(Web参加の場合のみ)

開催前日と開催当日の開始1時間前に、ご登録いただいたメールアドレス宛てにリマインダーメールが届きますので、資料のダウンロードを行ってください。

※会場で参加される方の資料は、会場に準備させていただきます。

担当: 埼玉県医師会業務Ⅱ担当(小島)  
TEL: 048-824-2611  
FAX: 048-822-8515  
E-mail: kojima@office.saitama.med.or.jp

# 会場参加・欠席 回答用紙 登録講師用

※令和6年4月30日（火）までにご回答ください。

医師の講師の方：所属の郡市医師会あて

医師以外の講師の方：所属の市町村担当課あて

## 「ACP普及啓発講師人材バンク登録医師 ネットワーク会議」

日 時：令和6年5月30日(木) 18:00～19:30

場 所：県民健康センター2階 大ホール および WEB (Zoom)

↓いずれかに○を付けてください

- ①会場で出席を希望します。
- ②欠席します。

都市医師会・市町村：

氏名：

※この回答票は、会場（県民健康センター）で参加を希望される方と、欠席される方のものです。

WEBで参加される方は、インターネットで登録してください。（別添「Zoomウェビナー登録・参加方法」参照）

※会議終了後、会場参加者に旅費日当をお振込みいたしますので、ご記入ください。

金融機関名	銀 行 信用組合	信用金庫 その他	支店名
預金種目	普 通 ・ 当 座	口座番号	
口座名義 (個人名)	(フリガナ)		

別紙3

出欠 回答用紙 郡市医師会、市町村用

※令和6年5月15日（水）までにご回答ください。

埼玉県医師会 業務II担当（小島）あて

FAX：048-822-8515 または

E-mail : kojima@office.saitama.med.or.jp

「ACP普及啓発講師人材バンク登録医師  
ネットワーク会議」

日 時：令和6年5月30日(木) 18:00～19:30

場 所：県民健康センター2階 大ホール および WEB (Zoom)

都市医師会・市町村：

登録講師 氏名	出欠 (いずれかに○)			会場参加者1名に○ (旅費支給対象)
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	
	会場参加	WEB参加	欠席	

※会場参加者は都市医師会1名、市町村1名（さいたま市は4都市医師会所管地域毎に1名、最大4名参加可）

会場参加者 旅費振込み先

金融機関名	銀 行 信用組合	信用金庫 その他	支店名	
預金種目	普通 · 当座		口座番号	
口座名義 (個人名)	(フリガナ)			

# 小室常任

## 保険医療機関の指定について

(令和6年2月分)

新規	6件
遡及指定	5件
合計	11件

## 諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	6件	(1) 5件	43件	54件
歯科	3件	(0) 1件	47件	51件
薬局	9件	(1) 2件	44件	55件
計	18件	8件	134件	160件

( )は開設者変更の再掲である

処理年月日

[令和6年2月1日 から 令和6年2月29日 医科 指定分]

## 新規指定医療機関一覧表

令和6年2月16日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	戸塚安行皮フ科	〒333-0808 川口市大字長蔵新田764番地8 戸塚安行医療モール201	医療法人桜健会 理事長 上浦 大輝 (39歳)	權守 隆 (37歳)	048-430-7122 常勤: 1( ) 皮 小児皮膚科	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 - 6. 3. - 1
2	医療法人社団ナイス キャップスクリニ ック川越	〒350-1123 川越市脇田本町16番地5 ザ・パークハウス川越タワー2階	医療法人社団ナイス 理事長 塚越 隆司 (46歳)	渡邊 貴明 (44歳)	049-238-4570 常勤: 1( ) 小	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 ✓ - 6. 3. - 1
3	なないろ在宅診療所	〒344-0023 春日部市大枝613-12	一般社団法人在宅 医療普及協会 代 表理事 正田 純 平 (34歳)	丸山 潤 (34歳)	048-812-7166 常勤: 1( ) 医内	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり - 6. 3. - 1
4	蕨駅前こころのクリ ニック	〒335-0002 蕨市塚越1丁目3番1号 MTビル 5階A (48歳)	太田 学	太田 学 (34歳)	常勤: 1( ) 医精 皮	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 ✓ - 6. 3. - 1
5	戸田わらびみみはな のどクリニック	〒335-0005 蕨市錦町1-12-1 ビバモール蕨 錦町 1階 (37歳)	石井 健太	石井 健太 (37歳)	048-287-8830 常勤: 1( ) 耳い アレ 小兒 耳鼻咽喉科	新規	医	現存 診療日: 火水木金 半日: 土 休診日: 月日祝 - 6. 3. - 1
6	医療法人社団啓守会 ふじみ野心臓リハ ビリテーションクリ ニック 訪問詳細	〒356-0038 ふじみ野市駒林元町二丁目1番39号 プリベントT. Sビル3階 (57歳)	医療法人社団啓守会 理事長 飯田 亘 (57歳)	飯田 圭 (57歳)	049-238-4681 常勤: 1( ) 医循環器内科	新規	医	現存 診療日: 木土 半日: 月水 休診日: 火金日祝 ✓ - 6. 3. - 1
	項目3 なないろ在宅 診療所	外来: 月、水 9:00 ~ 17:00 火、木、金 9:00 ~ 18:00 訪問: 月~金 9:00 ~ 17:00						

処理年月日

[令和6年2月1日 から 令和6年2月29日 医科 遷及指定分]

## 新規指定医療機関一覧表

令和6年2月16日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	安行かもめクリニック	〒333-0808 川口市大字長藏新田764番地8 戸塚安行医療モール202	医療法人桜健会 理事長 上浦 大輝 (39歳)	石井 勉 (72歳)	048-296-5500 常勤: 1 非常勤: 1( ) 心内 精	その他 経営譲渡	医	現存 診療日:火金 休診日:月水木土日祝 ✓ 旧機関コード:020,976,7 - 6.2. - 1
2	医療法人社団聖心会 湖街ホスピタル	〒343-0828 越谷市レイクタウン八丁目12番地1 2 ケアハーモニー湖街 1階から5階	医療法人社団聖心会 理事長 菅田 一郎 (75歳)	林 一郎 (63歳)	048-990-1515 常勤: 5 非常勤: 44 医外 内 循環器内 科 呼内 整外 形外 ひ 脳外 皮 リハ 消化器 内科 消化器外科 血液内科 腎臓 内科	一般 158 移動	医	現存 診療日:月火水木金土 休診日:日祝 旧機関コード:080,137,3 ✓ - 6.2. - 1
3	所沢メンタルクリニック	〒359-1125 所沢市南住吉2-4 フラワーハイム1	医療法人三笠会 理事長 各務 克充 (61歳)	各務 克充 (かがみ かつみつ) (61歳)	04-2940-0636 常勤: 1 非常勤: 2 医心内 精	移動	医	現存 診療日:月火水木金土 休診日:日祝 旧機関コード:250,474,4 ✓ - 6.2. - 1
4	メンタルクリニック 美波	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3丁目16番2 -1 2F・3F	七条 敏明 (51歳)	七条 敏明 (51歳)	048-749-8373 常勤: 1 医精 神 心内	移動	医	現存 診療日:月火木金土 休診日:水日祝 旧機関コード:650,241,3 ✓ - 6.2. - 1
5	医療法人智健会 イーストメディカルクリニック	〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11番1号 浦和パルコ7階	医療法人智健会 理事長 島村 智崇 (54歳)	島村 智崇	048-799-2211 常勤: 3 非常勤: 4 医内 消化器内科 乳腺外科	移動	医	現存 診療日:月火水金 半日:木土 休診日:日祝 旧機関コード:650,666,1 ✓ - 6.1. 26

# 保険医療機関の指定について

(令和6年3月分)

新規	26件
遡及指定	2件
合計	28件

## 諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	26件	(1) 2件	93件	121件
歯科	4件	(2) 3件	86件	93件
薬局	13件	(2) 3件	70件	86件
計	43件	8件	249件	300件

( )は開設者変更の再掲である

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年3月1日 から 令和6年3月31日 医科 指定分]

令和6年3月19日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	山崎ヒフ科クリニック	〒333-0851 川口市芝新町4番8号 URBAN FORUM 蔵 3階-A	山崎 正視 (61歳)	山崎 正視	048-269-1112 常勤: 1( ) 医皮	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 - 6. 4. - 1
2	泌尿器科バウムクリニック	〒332-0017 川口市栄町3丁目1-14 川口三栄 ビル 4階D号室	橋本 雪司 (40歳)	橋本 雪司	048-241-3300 常勤: 1( ) 医び 男性泌尿器科 女性泌尿器科 小児泌尿器科 性 感染症内科	新規	医	現存 診療日: 火水木金 半日: 土日 休診日: 月祝 ✓ - 6. 4. - 1
3	きつ眼科クリニック	〒332-0004 川口市領家2-8-4	吉津 和真 (35歳)	吉津 和真	048-229-5091 常勤: 1( ) 医眼	新規	医	現存 診療日: 月火金 半日: 木土 休診日: 水日祝 ✓ - 6. 4. - 1
4	一般社団法人共進会 川口芝クリニック	〒333-0866 川口市芝4丁目6-6	一般社団法人共進会 代表理事 高柴 剛 0	藤本 佳生 (67歳)	048-424-3750 常勤: 1( ) 医内 精	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 在宅医療のり - 6. 4. - 1
5	わらび内科・糖尿病 クリニック	〒333-0851 川口市芝新町4番8号 URBAN FORUM 蔵 2階-A	張 宇 (53歳)	張 宇	048-268-1158 常勤: 1( ) 医内 糖尿病内科	新規	医	現存 診療日: 月水木土 半日: 火金 休診日: 日祝 ✓ - 6. 4. - 1
6	うららか内科クリニック	〒332-0034 川口市並木二丁目4-6 一階	孫 莉華 (49歳)	孫 莉華	048-299-9581 常勤: 1( ) 医内	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 水土 休診日: 日祝 ✓ - 6. 4. - 1
7	川越駅前ゆい消化器 内科・内視鏡クリニック	〒350-1123 川越市脇田本町16-5ザ・パークハ ウス川越タワー2F	木村 ジェニファ 一由衣 (41歳)	木村 ジェニファ 一由衣	049-238-4195 常勤: 1( ) 医消化器内科	新規	医	現存 診療日: 火水木金 半日: 土 休診日: 月日祝 ✓ - 6. 4. - 1
8	埼玉川越リウマチ・ 膠原病内科クリニック	〒350-1123 川越市脇田本町8番1 U PLAC E MEDICITY 6-11区画	近藤 恒夫 (45歳)	近藤 恒夫	049-247-2323 常勤: 1( ) 医リウ 内	新規	医	現存 診療日: 火水木金 半日: 土 休診日: 月日祝 ✓ - 6. 4. - 1

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年3月1日 から 令和6年3月31日 医科 指定分]

令和6年3月19日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
9	医療法人社団朋百会 川越南南通町クリニック	〒350-0045 川越市南通町15番地37	医療法人社団朋百会 理事長 中谷 博之 (59歳)	中谷 博之	049-292-1956 常勤: 1( ) 内 精	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり - 6.4.-1
10	つつみクリニック南越谷	〒343-0845 越谷市南越谷3丁目9番7号 ドリームハイツ101号室	医療法人徳隣会 理事長 堤 光太郎 (42歳)	野口 雅秀 (61歳)	048-930-7880 常勤: 1( ) 内 精	新規	医	現存 診療日: 月火水木 休診日: 金土日祝 訪問あり - 6.4.-1
11	越谷整形外科クリニック	〒343-0806 越谷市宮本町5-64-1	羽田 勝 (41歳)	羽田 勝	048-940-9381 常勤: 1( ) 医 整外 リハ	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半 日: 土 休診日: 木日祝 - 6.4.-1
12	東越谷4丁目クリニック	〒343-0023 越谷市東越谷4-2-8	原 真範 (50歳)	原 真範	048-963-3330 常勤: 1( ) 内 循環器内科	新規	医	現存 診療日: 月水木金土 休診日: 火日祝 ✓ - 6.4.-1
13	ザ・ハートクリニック八潮	〒340-0822 八潮市大瀬3-5-5	中村 龍太 (41歳)	中村 龍太	048-934-9348 常勤: 1( ) 医 循環器内科 内 心臓血管外科 リハ	新規	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 ✓ - 6.4.-1
14	草加谷塚クリニック	〒340-0024 草加市谷塚上町字大沼574番地3	一般社団法人技美会 代表理事 光畑 みづほ (32歳)	山下 功 (61歳)	048-954-7960 常勤: 1( ) 内 脳内	新規	医	現存 診療日: 月火水金 休診日: 木土日祝 ✓ - 6.4.-1
15	本多医院	〒335-0022 戸田市上戸田2-1-4	本多 勇一郎 (75歳)	本多 勇一郎	048-441-1628 常勤: 1( ) 内 心内	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半 日: 水 休診日: 土日祝 ✓ 訪問あり - 6.4.-1
16	所沢白翔会病院	〒359-1145 所沢市大字山口5095番地	医療法人社団敬寿会 理事長 筒井 雅人 (51歳)	安岡 宏樹 (55歳)	042-933-2520 常勤: 2( ) 非常勤: 5( ) 医 内 整外 腎臓内 科	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 ✓ - 6.4.-1

処理年月日

[令和6年3月1日 から 令和6年3月31日 医科 指定分]

## 新規指定医療機関一覧表

令和6年3月19日 作成

3頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
17	ライオンズ整形外科クリニック	〒359-1153 所沢市上山口2178番6	一般社団法人AR MS 代表理事 増田 裕也 (49歳)	増田 裕也	04-2997-9297 常勤: 1 非常勤: 2 医整外 リハ 1( 2 )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 - 6. 4. - 1
18	みずほ台ホームケアクリニック	〒354-0015 富士見市東みずほ台三丁目3番地11 メディックビル2階	青柳 龍太郎 (36歳)	青柳 龍太郎	049-293-3183 常勤: 1 医内 老年内科 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土祝 休診日: 日 訪問看護 - 6. 4. - 1
19	永島メディカルクリニック	〒337-0042 さいたま市見沼区南中野607	永島 秀一 (48歳)	永島 秀一	048-878-8887 常勤: 1 医内 糖尿病・内分泌内科 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 - 6. 4. - 1
20	医療法人社団友健会 ミントクリニック 南浦和	〒336-0017 さいたま市南区南浦和三丁目44番5 号 アヅマビル1階	医療法人社団友健会 理事長 小林 克行 (54歳)	守山 典宏 (59歳)	050-5805-3181 常勤: 1 医内 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 - 6. 4. - 1
21	ともしびクリニック 大宮院	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町2丁目4-9 櫻本ビル4階	岡野 博仁 (37歳)	岡野 博仁	048-729-5271 常勤: 1 医精 心内 内 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 - 6. 4. - 1
22	むなかた整形外科	〒331-0054 さいたま市西区大字島根597番地1	宗像 良和 (46歳)	宗像 良和	048-780-2311 常勤: 1 医整外 リハ 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金日祝 半日: 土 - 6. 4. - 1
23	須賀医院 駅前ハイ トクリニック	〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎1-9-20	玉那霸 雄介 (37歳)	玉那霸 雄介	048-816-9632 常勤: 1 医内 循環器内科 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 - 6. 4. - 1
24	なかじま内科クリニ ック	〒336-0931 さいたま市緑区原山三丁目17-22 -1号	中嶋 一晶 (40歳)	中嶋 一晶	048-714-5153 常勤: 1 医内 循環器内科 1( )	新規	医	現存 診療日: 水木金 半日: 土日 休診日: 月火祝 - 6. 4. - 1
25	キッズクリニック武 蔵浦和	〒336-0027 さいたま市南区沼影1丁目10-1 ラムザB棟1階	医療法人社団千歳 会 理事長 萩原 教文 (60歳)	関島 俊雄 (58歳)	048-711-5125 常勤: 1 小児アレルギー 一科 1( )	新規	医	現存 診療日: 月水金土 半日: 火 休診日: 木日祝 - 6. 4. - 1

処理年月日

[令和6年3月1日 から 令和6年3月31日 医科 指定分]

## 新規指定医療機関一覧表

令和6年3月19日 作成

4頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
26	さいたま西大宮胃腸・肛門内視鏡クリニック	〒331-0078 さいたま市西区西大宮3丁目41番地 1 アルフラット西大宮101	筒井 信浩  (48歳)	筒井 信浩	048-658-9010 常勤: 1 医内 消化器内科 内視鏡内科 肛門 外科	新規	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 - 6. 4. - 1 ✓
-	項目4 川口法人共進会 ロ芝クリニック	・訪問 月～金 9:00～13:00 14:00～18:00						
医川	項目9 法人社団朋百合 越南通町クリニック	・外来 月～金 9:00～16:00 ・訪問 診療時間内						
	項目10 つづみクリニック 南越谷	・外来 月～木 9:00～18:00 ・訪問 月～木 9:00～18:00						
	項目15 本多医院	・外来 月、火、木、金 7:00～10:00 ・訪問 月、火、木、金	13:00～16:00 13:00～16:00	水 7:00～10:00				
	項目18 みずほ台ホーム ケアクリニック	・外来 月～土 9:00～17:30 ・訪問 診療時間内						

処理年月日

[令和6年3月1日 から 令和6年3月31日 医科 遷及指定分]

## 新規指定医療機関一覧表

令和6年3月19日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	MCクリニック	〒341-0018 三郷市早稲田一丁目18番19号	松本 栄直  (58歳)	松本 栄直	048-959-2233 常勤: 1( ) 内小 消化器内科	移動	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 120,143,3 - 6.3 - 1
2	新座眼科	〒352-0001 新座市東北2-35-19 or i i ro志木1F	山川 英彦  (57歳)	山川 英彦	048-470-5767 常勤: 1( ) 眼	その他	医	現存 診療日: 月火木金土日祝 休診日: 水 旧機関コード: 510,180,3 - 6.3 - 1

法人→個人

# 小室常任

令和6年2月26日  
関東信越厚生局

## 元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和6年2月21日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について意見伺及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分等の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消相当

##### (1) 法人開設

① 名	称	医療法人社団誓心会 長柄メンタルクリニック
② 所 在 地		千葉県長生郡長柄町六地蔵211-7
③ 開 設 者		医療法人社団 誓心会 理事長 佐野 和弘
④ 指定取消相当年月日		令和6年2月27日

##### (2) 個人開設

① 名	称	長柄メンタルクリニック
② 所 在 地		千葉県長生郡長柄町六地蔵211-7
③ 開 設 者		佐野 和弘
④ 指定取消相当年月日		令和6年2月27日

※1 法人開設であった「医療法人社団誓心会 長柄メンタルクリニック」は、平成31年3月31日付けで廃止後、同年4月1日付けで個人開設による「長柄メンタルクリニック」となりました。

※2 法人開設は、平成31年3月31日付けで廃止、個人開設は、令和2年1月30日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

#### 2. 保険医の登録の取消

(1) 氏 名	佐野 和弘 (71歳)
(2) 登録取消年月日	令和6年2月27日
(3) 根拠となる法律	健康保険法(大正11年法律第70号) 第81条第1号、第3号及び第5号

※ 「根拠となる法律」は、法人開設における保険医、個人開設における保険医のそれぞれに該当する。

### 【行政処分等に至った経緯】

診療報酬をだまし取ったとして、千葉県警察本部が佐野医師を逮捕した旨の新聞報道があった。その後、佐野医師は平成30年1月分から令和2年4月分までの診療報酬を詐取したとして、詐欺罪により禁錮以上の刑が確定した。

患者調査を実施したところ、実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を請求していたことが疑われたことから、令和4年3月から令和5年2月まで合計8日間の監査を実施し、結果として「行政処分等の主な理由」に記載した事実を確認した。

### 【行政処分等の主な理由】

保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

#### (1) 禁錮以上の刑に処せられたこと

佐野医師は、令和3年2月12日、診療報酬の不正請求に係る詐欺罪で千葉地方裁判所から、懲役2年6月、執行猶予4年の判決を受け、刑が確定している。

#### (2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則違反

① 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)

② 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

※ ②付増請求は、法人開設のみ確認。

### 【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

#### (1) 法人開設におけるもの

件 数	94件
不正請求額	693,160円

#### (2) 個人開設におけるもの

件 数	30件
不正請求額	205,104円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

# 小室常任

日医発第 2078 号(保険)  
令和 6 年 2 月 27 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

## 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う 実施上の留意事項について」の一部改正について

保険医療機関等において、令和 5 年 4 月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに関し、これまでご連絡申し上げてきたところであります。

その際、令和 4 年度末時点でのやむを得ない事情がある保険医療機関等については、期限付の経過措置が設けられておりますことは、ご案内のとおりであります。

今般、やむを得ない事情がある保険医療機関等における期限付経過措置について、「(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関」については、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の構築を進めている状況から、経過措置期限を令和 6 年 1 月 1 日とすること、「(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局」について、令和 6 年 1 月 2 日以降は、現行の健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、令和 6 年 1 月 1 日までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間まで経過措置期限とする等の取扱いが示されましたのでご連絡申し上げます。

（これに伴い、オンライン資格確認導入の猶予届出書内の記載も修正されております。）

あわせて、経過措置対象の保険医療機関等の「猶予届出書」（添付資料参照）の提出について、「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出が可能でしたが、当該フォームが令和 6 年 3 月 19 日をもって閉鎖されるとともに、猶予届出書の提出先は、保険医療機関等の所在地を所管する地方厚生（支）局（分室がある場合には分室）となります。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### <添付資料>

「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

（令 6.2.22 保連発 0222 第 1 号・保医発 0222 第 1 号

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長・医療課長・歯科医療管理官）

保連発 0222 第 1 号  
保医発 0222 第 1 号  
令和 6 年 2 月 22 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う  
実施上の留意事項について」の一部改正について

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 3 号）等の実施に伴う留意事項については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保連発 0127 第 1 号・保医発 0127 第 3 号）において示してきたところであるが、今般、本通知について、経過措置(3)の期限を明記するとともに、猶予届出書の届出先を変更する等の改正を行い、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたため、その取扱いに遗漏のないよう保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、猶予届出書については、これまで「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出も受け付けてきたところであるが、当該フォームは令和 6 年 3 月 19 日をもって閉鎖する予定であること。

保連発 0127 第 1 号  
保医発 0127 第 3 号  
令和 5 年 1 月 27 日  
保連発 0222 第 1 号  
保医発 0222 第 1 号  
令和 6 年 2 月 22 日  
一 部 改 正

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

### 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う 実施上の留意事項について

今般、令和 5 年 1 月 17 日に、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 3 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 8 号）が公布され、公布日から施行及び適用されることとされたところである。

その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遗漏のないよう保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

#### 記

##### 第 1 趣旨

医療 DX の基盤となるオンライン資格確認については、マイナンバーカード 1 枚で

医療機関・薬局を受診等することで健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となるなど様々なメリットがある。こうしたメリットを踏まえ、保険医療機関・薬局については、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところであり、まずはこれに向けて更なる導入の加速化を図ることとしている。

その上で、今般、オンライン資格確認の導入の原則義務化について、令和4年度末時点でのやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることとした。

## 第2 改正の内容

### 1 オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置

やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局について、以下のとおり、期限付きの経過措置を設ける。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、地方厚生（支）局に猶予届出書を届け出ること。（具体的な届出方法については、「3 猶予届出書の届出について」を確認すること。）

(オンライン資格確認の経過措置について)

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで)
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6か月後まで
(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めてい る保険医療機関・薬局	廃止・休止するまで (遅くとも令和6年12月1日まで)
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

- (1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）

関係者それぞれがオンライン資格確認の原則義務化に向け取組を加速させてきたが、PC・ルーター不足やシステム事業者の人材不足等により、システム整備が完

了しない施設が一定数見込まれる。

こうした状況を踏まえ、当該施設については、オンライン資格確認に必要な体制の整備を行うシステム事業者との間で当該体制の整備に係る契約（令和5年2月28日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関・薬局を対象に、システム整備が完了するまで（遅くとも令和5年9月30日まで）の経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、システム事業者との契約日（遅くとも令和5年2月28日まで）及びシステム整備が完了する見込み（予定期。遅くとも令和5年9月30日まで。）を記入すること。必要な添付書類は、契約書・注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類である。

なお、システム整備中であることを理由とした経過措置は、期限を区切って更にオンライン資格確認の導入を加速化することを目指したものであることから、保険医療機関・薬局やシステム事業者、導入支援事業者においては、その趣旨を踏まえ、更なる導入に向けた取組を行い、令和5年9月30日までにシステム整備を完了させることが重要である。

## (2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局

オンライン資格確認には、オンライン資格確認に接続可能な光回線（IP-VPN接続方式）のネットワーク環境が必要であるが、離島・山間地域や、施設がある建物によつては、こうしたネットワーク環境が敷設されていない施設がある。

こうした状況を踏まえ、当該施設については、オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備された後、オンライン資格確認のシステム整備を完了させる猶予期間として、オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから6か月後までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、オンライン資格確認に必要な光回線のネットワークの整備状況及び既に整備されている場合には整備された時期を記入すること。

なお、オンライン資格確認を用いるには、インターネット回線を用いる方法（IP-SEC+IKE方式）も可能である。オンライン資格確認に接続可能な光回線が使用できない場合には、こうした方式による導入が望ましいこと。

## (3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関

厚生労働省では、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の構築を進めている。こうした状況を踏まえ、訪問診療のみを実施する保険医療機関については、令和6年12月1日までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、訪問診療のみを実施する保険医療機関（在宅医療のみを実施する医療機関であつて、「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」（平成28年3月4日保医発0304第16号）の2

に規定する要件を全て満たす保険医療機関をいう。) であることを記入すること。

(参考資料)

- ・「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 16 号)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-12400000-Hokenkyoku/0000114874.pdf>

(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局

改築工事中、臨時施設については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。改築工事中、臨時施設の期間中の施設については、「改築工事が完了するまで」「臨時施設が終了するまで」の経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、改築工事又は臨時施設の開始日及び改築工事又は臨時施設の終了予定日を記入すること。

(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局

令和 6 年 12 月 2 日以降は現行の健康保険証が発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。こうした状況を踏まえ、令和 6 年 12 月 1 日までの廃止・休止を決めている場合については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。(具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない。)

令和 6 年 12 月 1 日までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、廃止又は休止予定日を記入すること。

(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

オンライン資格確認の導入義務化の例外措置(※)又は上記(1)～(5)の類型と同視できるか個別に判断するバスケットクローズの経過措置を設ける。

(※) 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局(手書きでレセプトを作成している保険医療機関・薬局又は電子請求の義務化時点で 65 歳以上の医師等の保険医療機関・薬局)

「特に困難な事情」は、例えば、以下の場合が想定される。個々の事例について疑義が生じた場合には、地方厚生(支)局を通じて厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室に照会する。

ア. 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合

イ. 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合

(目安として、令和 5 年 4 月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が 50 件以下であること。)

ウ. その他例外措置又は上記(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

当該施設については、猶予届出書にア～ウのうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類を添付することができる。

なお、イと記入した場合は、(ア)常勤の医師等のうち最も若い者の令和5年4月時点の年齢及び(イ)特に困難な事情(※(ア)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)を記入すること。月平均レセプト件数が50件以下であることについては、地方厚生(支)局において、令和3年12月から令和4年11月までにNDBに取り込まれた請求実績を基に確認することとしていること。個々の保険医療機関・薬局が該当するか否かについては、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生(支)局に照会すること。

ウと記入した場合は、その具体的な内容を記入すること。例えば、上記(1)～(5)又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

また、特にイ又はウと記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

## 2 オンライン資格確認の経過措置

保険医療機関・薬局が、患者からオンライン資格確認を求められた場合に応じる義務については、訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導又はオンライン診療若しくはオンライン服薬指導の場合には、令和6年12月1日までの経過措置を設ける。

## 3 猶予届出書の届出について

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生(支)局(分室がある場合には分室。以下同じ。)に、猶予届出書(別添2)を届け出ること。具体的には、保険医療機関・薬局の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある医療機関・薬局は、指定申請の際に併せて猶予届出書を届け出ること。

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、上記(1)～(6)の類型に必要な書類を添付すること。ただし、やむを得ない事情によって必要な書類が添付できない場合には、届出の事後に、速やかに必要な書類を地方厚生(支)局に提出すること。

適切な届出先に提出されなかった猶予届出書は、有効な届出として取り扱われないことがあること。猶予届出書については、内容の不備等に係る確認に時間を要する可能性があること。

## 4 地方厚生(支)局・社会保険診療報酬支払基金との情報共有

地方厚生（支）局は、療養の給付に関して必要があるときは、社会保険診療報酬支払基金に対して、必要な資料の提供を求めることができる。

社会保険診療報酬支払基金は、オンライン資格確認の体制整備を促進するため必要があるときは、地方厚生（支）局に対して、必要な資料の提供を求めることができる。

（別添1）官報

（別添2）猶予届出書の様式

## ○厚生労働省令第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。  
附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付し、同条に次のただし書きを加える。  
ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第三号）の公布の日から施行する。

附則に次の三条を加える。

（受給資格の確認等による経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第三条第二項から第四項までの規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第三条第二項から第四項までの規定（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であつて、あらかじめ、その旨を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。

一 患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によつて保険医療機関及び保険医療養担当規則第一條に規定する保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第一條に規定する保険薬局及び保険薬剤師療養の給付（以下「新薬担規則第一條に規定する保険薬局及び保険薬剤師療養の給付」という。）と同一の体制でできる事業を行つてゐる者との間で当該体制が整備されたものに限る。）を締結してゐる保険医療機関又は保険薬局による当該体制の間で当該体制が完了していないもの	上欄の体制に係る作業が完了する日又は令和五年九月三十日までの間
二 電子資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間

三 居宅における看護のみを行う保険医療機関その他その他の看護を行ふ世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------------------------	--------------------------

4 新療担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）は、保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合において患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。	五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局
一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間
二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合	廃止又は休止するまでの間
3 保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができるることについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局等に提出するものとする。	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間
4 第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。	廃止又は休止するまでの間
5 又は調剤を行つてある保険医療機関又は保険薬局	当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療を行つてある仕組みの運用が開始されるまでの間
6 その他の患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの間	当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてある間

二 電子資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間
--	------------------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を
--------------------	--------------------------

三 居宅における看護のみを行う世話を	居宅における療養上の管理及びその
--------------------	------------------

○厚生労働省告示第八号  
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十五条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省告示第八号

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示の一部を改正する告示

（令和四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次のようにより改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（適用日）」を付し、同条に次のただし書きを加える。

ただし、附則第三条の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示の一部を改正する告示（令和五年厚生労働省告示第八号）の告示の日から適用する。

六 その他の患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けられることが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局	五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてある保険医療機関又は保険薬局	三 他の看護のみを行う保険医療機関又は保険薬局	二 電子資格確認に必要な電気通信回線(光回線に限る)が整備されていない保険医療機関又は保険薬局	一 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剈を行つてある保険医療機関又は保険薬局
上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間	廃止又は休止するまでの間	当該改築の工事中である施設において診療又は調剈を行つてある間	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話の受け入れが電子資格確認によって療養の給付を受けられることができる仕組みの運用が開始されるまでの間	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六ヶ月が経過した日までの間	上欄の体制の整備に係る作業が完了していらないもの

2 新療担基準第三条第二項の規定及び第二十六条第二項の規定は、保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。

一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理

及び指導を行う場合

二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合

三 保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出を行つ際、当該届出の内容を確認できる必要な資料

を添付するものとする。ただし、同項の届出を行ふに当たり、資料の添付を併せて行つことができ

ないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生

局長等に提出するものとする。

4 第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支

局の分室がある場合は、当該分室を経由して行うものとする。

（準備行為）

第三条 前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この告示の適用の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。

（資料の提供）

第四条 地方厚生局長等は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、新療担基準第三条第二項から第四項までの規定及び第二十六条第二項から第四項までの規定並びに

前二条に関して必要な資料の提供を求めることができる。

2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

(別添2)

オンライン資格確認導入の猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称				② 電話番号(ハイフンなし)			
③ 所在地	〒 [ ] - [ ]			(都道府県)			
④ 保険機関コード	[ ]			(複数ある場合)		[ ]	
	都道府県番号	点数表番号	医療機関(薬局)コード(7ケタ)				

II. 届出内容

⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型			
・第1号：令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中) ・第2号：オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情) ・第3号：訪問診療のみを実施する保険医療機関 ・第4号：改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局 ・第5号：廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 ・第6号：その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局			
⑥ ⑤の回答に応じた補足事項			
・第1号	システム事業者との契約日 (遅くとも2023年2月末)	西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	
	作業完了見込み時期 (遅くとも2023年9月末)	西暦 2023 年 [ ] 月	
・第2号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない／2.整備された) (2.の場合 整備された時期 西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 )		
・第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1.はい)		
・第4号	工事又は臨時施設開始日	西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	
	工事又は臨時施設終了予定日	西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	
・第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2024年12月1日)	西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。 ・ア：自然災害等により継続的に導入が困難である場合 ・イ：高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合(※以下に年齢等を記載) (目安:2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下) (1) 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢 [ ] 歳 (2) 特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要) [ ] ・ウ：その他導入義務の例外措置(院内等の電子化が進んでいない状況)又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載) [ ]		
⑦ 備考			

上記のとおり届け出ます。

西暦 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

開設者名

[ ] 厚生(支)局長 殿

(住所 〒 [ ] - [ ] )

(記入等に当たっての留意点)

- ・青色セル部分に必要な記載を行った上、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生(支)局(分室がある場合は分室。)に事前届出を行うこと。
- ・①欄から③欄までは、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・④欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機関(薬局)コード(7桁))を記入すること。また、1つの保険医療機関又は保険薬局として、複数の保険機関コードを有する場合は、当該コードについても付記すること。

〔【都道府県番号】北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47〕

〔【点数表番号】医科1、歯科3、調剤(薬局)4〕

- ・⑤欄には「第1号～第6号」のうち届け出る猶予類型を選択して記入すること。
- ・⑥欄には⑤欄的回答に応じて補足事項を記入すること。特に
  - ・第2号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない／2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
  - ・第3号の場合、訪問診療のみを実施する保険医療機関であることを確認し、「1.はい」を選択して記入すること。
  - ・第6号の場合、「ア～ウ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「イ」と記入した場合は、(1)常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢及び(2)特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)を記載欄に記入すること。  
また、「ウ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号のア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。  
なお、特に「イ」又は「ウ」と記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

(添付書類について)

- ・届出を行う際、併せて⑤欄で回答した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。  
ただし、やむを得ない事情がある場合には、その旨を届出書の⑦欄に記入し、届出の事後において、速やかに提出すること。
  - ・第1号：契約書や注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類
  - ・第6号：困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。